

別紙 4 映画配給ライセンス契約

日本国法人●●●●株式会社(以下、「甲」という。)と中華人民共和国法人●●●●有限公司(以下、「乙」という。)とは、映画配給上映ライセンスについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (ライセンス映画)

本契約のライセンス映画は以下のアニメーション映画著作物を指す。

1. 中国語タイトル：●●●●
2. 日本語原題：●●●●
3. 監督：●●●●
4. 脚本：●●●●
5. 時間：●分間
6. 制作言語：日本語

第2条 (許諾範囲)

1. 甲は、本契約の規定に基づき、乙に独占的ライセンスを付与し、ライセンス期間内にライセンス地域の映画館において、ライセンス言語でライセンス映画を上映すると同時に、ライセンス映画上映の目的を実現するために、ライセンス映画の配給及び宣伝を行うことを授権し(甲が本条に基づき乙に付与する権利を、以下、「ライセンス権利」という。)、乙は当該授権を受け入れる。
2. 前項に規定する映画上映ライセンスのライセンス地域、期間及び言語は以下の通りである。
 - (1) ライセンス地域：中華人民共和国(香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。)
 - (2) ライセンス期間：●年●月●日-●年●月●日
 - (3) ライセンス言語：日本語のセリフ及び中国語の簡体字字幕

第3条 (再許諾)

ライセンス映画の上映のため、乙は、本契約に定めるライセンス権利の全部又は一部を第三者にサブライセンスできるが、乙は再授権を受ける第三者に本契約の関連規定を厳格に遵守させ、かつ第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

第4条 (最低保証金)

1. 乙は、甲に対し、第2条のライセンス権利の授権の最低保証金として、●人民元(税込)を支払う。乙は、●年●月●日までに、最低保証金を甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。
2. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、かつ、納付証明を速やかに甲に提出するものとする。

3. 最低保証金が期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、乙は、遅延の対象となる金額の0.1%を、甲に対し違約金として支払う。
4. 甲の指定口座は以下の通りであり、振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。

口座名義：●●●●●

口座開設銀行：●●●●●

支店名：●●●●●

銀行口座番号：●●●●●

銀行住所：●●●●●

5. 第1項の規定に基づき甲に支払われた最低保証金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第5条（レベニューシェア）

1. 第4条に規定する最低保証金を除き、ライセンス映画の配給・上映により取得した純利益について、乙は、甲：乙=●：●の割合で甲に配分するものとし、映画上映終了後の●月末日までに、甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、第4条第1項の規定に基づき支払われた最低保証金は、当該純利益の甲への配分に充当し、最低保証金を超える分配分が発生したときから支払いを行うものとする。純利益の計算式は以下の通りである。

純利益＝純興行収入＋その他の収入－総コスト

純興行収入＝総興行収入－映画特別資金－各種税金

総コスト＝輸出入会社への分配金＋中影／華夏代理費＋院線／映画館への分配金＋宣伝・配給コスト＋その他のコスト

用語の説明

- ・ 総興行収入とは、ライセンス地域内の各院線会社、映画館などがライセンス映画の上映により取得する興行収入の総額を指す。国家電影事業発展特別資金管理委員会事務室が集計した興行収入データに準ずる。
- ・ 映画特別資金とは、中国政府に納付する映画事業発展特別資金を指し、納付額は興行収入の●%である。
- ・ 各種税金とは、中国政府に納付する税金を指し、納付額は興行収入の●%である。
- ・ 輸出入会社への分配金とは、ライセンス映画を輸入する中国電影集团公司電影輸出入支社への分配金を指し、輸出入会社への分配金は純興行収入の●%である。
- ・ 中影／華夏代理費とは、ライセンス映画を配給する中国電影集团公司及び／又は華夏電影發行有限責任会社に支払う代理費を指し、その金額は●である。
- ・ 院線／映画館への分配金とは、ライセンス映画を上映する各院線会社、映画館へ支払う分配金を指し、純興行収入の●%である。
- ・ 宣伝・配給コストとは、映画の宣伝及び配給により発生するコストを指し、乙は、ライセンス映画の宣伝・配給前に、そのコストに関する予算及び明細を書面で甲に通知

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

し、かつ甲の書面による同意を得なければならない。実際の宣伝・配給コストが当該予算を超過した場合、甲への利益配分の際に予算を上限に控除するものとする。ただし、事前に甲の書面による同意を得た場合はこの限りではない。

- ・ その他の収入とは、権利保護収入などライセンス映画に関連して生じた純興行収入以外の収入を指す。
 - ・ その他のコストとは、ライセンス映画の権利保護コスト、及び、事前に甲の書面による同意を得たその他のコストを指す。
2. 甲は、ライセンス映画のチケット価格を設定する際、ライセンス地域の比較可能な映画の平均価格を下回らないよう保証しなければならない。
 3. 第4条第2項から第4項の規定は、前項の規定に基づく甲への支払いに準用する。

第6条（報告書・監査）

1. 乙は、第5条第1項に規定するレベニューシェアの算定のため、ライセンス映画が上映されてから、1週間毎に、総興行収入等の収入及びコストの各費目を記載した計算報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。
2. 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性及び正確性を保証する。
3. 乙は、第1項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後5年間、甲が必要と認めたときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする（以下、「監査」という。）。
4. 監査により、乙が支払ったレベニューシェアが実際に支払うべきレベニューシェアより少ないことが発見された場合、乙は直ちに甲にその差額分を補填し、かつ第4条第3項の規定に基づき甲に違約金を支払うものとする。差額が既に支払った収益の5%に達した場合、乙は当該監査費用（会計士費用などが含まれるが、これらに限られない。）を負担するものとする。

第7条（素材の引き渡し）

1. 甲は最低保証金の受領後●日以内に、別紙●に規定されたライセンス映画の上映、配給、宣伝に必要な関連素材を乙に提供しなければならない。乙は素材の受領後●日以内に検収を行い、素材の瑕疵又は欠落を発見した場合、甲に対して具体的な瑕疵又は欠落の箇所を指摘した上で、甲に修正又は補充を要求することができる。乙が当該期限を過ぎても修正又は補充を要求しない場合、当該素材は検収に合格したものとみなす。素材の提供に必要な費用は、乙が前払いし、第5条第1項のその他のコストに計上する。
2. 甲が乙に提供する素材の所有権・知的財産権など全ての権利は、甲に帰属するものとする。本契約の終了後、乙は甲の指示に従い、自身で費用を負担し、甲が本契約に基づき提供した全ての素材（派生物及び複製物を含む。）を返還又は破棄し、かつ返還又は破棄の事実を説明する書面（乙社印を押印したもの。）を甲に提供する。
3. 乙は本契約の履行以外の目的で甲が提供する素材（派生物及び複製物を含む。）を使用してはならない。乙は素材の滅失、毀損、盗難、漏洩など（以下、総称して「漏洩等」という。）の発生を防ぐため、これらの素材を厳重に保管しなければならない。

素材の漏洩等が発生した場合、乙は、直ちに甲に通知し、その費用にてライセンス映画の興行収入等がその影響を受けないよう一切の措置を講じるものとし、甲から指示があれば、当該指示にしたがって対応しなければならない。

第8条（映画の宣伝、配給、上映等の遵守事項）

1. 乙はライセンス映画の効果的な宣伝、配給、上映プランを策定し、ライセンス映画の興行収入を最大化し、総コストを最大限に抑えるものとする。
2. 乙は、事前に配給戦略、宣伝方法、宣伝・配給スケジュール、上映計画（公開日、方法、都市、劇場数、予想興行収入などを含む。）などを記載したライセンス映画の宣伝・配給・上映プランを甲に提出し、甲の審査を受け、甲の書面による同意を得なければならない。乙は、甲の同意を得たプランを厳格に実行し、やむを得ない事由により当該プランの変更が必要となった場合、速やかに甲に通知し、甲と十分に協議を行い、甲の同意を得たうえで当該プランの変更を行うことができる。
3. 乙は、その作成したライセンス映画のあらゆる宣伝資料（プロモーションビデオ、ポスター、報道などが含まれるが、これらに限られない。）の使用前に、甲の監修を受け、かつ甲の書面による同意を得るものとする。
4. 乙は、ライセンス映画（映画を収録する媒体を含む。）、及び、ライセンス映画の宣伝資料に、甲の指定する方法で著作権表示、反海賊版声明の表示を行うものとする。
5. 乙は、映画監督、脚本家、主要俳優を映画の公開舞台挨拶に参加させるなど、映画の宣伝に必要な協力を甲に求めることができる。ただし、乙は、事前に甲に書面で協力内容、日程など必要な情報を通知し、かつ甲の同意を得なければならない。宣伝協力を必要な費用（飛行機チケット、現地交通費、宿泊費、翻訳費用等を含む。）は乙が前払いし、宣伝・配給コストに計上する。

第9条（映画編集等）

1. 乙は、以下の目的で、ライセンス映画をカットニング又は編集することができる。ただし、カットニング・編集においては、ライセンス映画の基本的な設定を保持し、ライセンス映画を歪曲したり、イメージを毀損するカットニング又は編集をしたりしてはならない。また、乙は、カットニング・編集後の映画について、甲の監修を受け、甲の書面による同意を得なければならない。甲の同意なしにこれを使用してはならない。
 - (1) ライセンス地域におけるライセンス権利の実現のために、ライセンス地域の政府機関の審査要件を満たすため。
 - (2) 予告編などのプロモーションビデオの製作のため。
 - (3) 本契約に基づきライセンス映画の字幕を作成・追加するため。
 - (4) 本編の前後に広告を挿入するため。ただし、広告を挿入するためには本条第3項の規定を満たさなければならない。
2. 乙は、ライセンス映画の中国語字幕を作成する際、ライセンス映画のセリフを、正確かつ適切に翻訳し、当該セリフがライセンス映画の設定及び内容に合致することを保証する。
3. 乙は、ライセンス映画を上映する際に広告を挿入することを希望する場合、事前に広告の内容、甲に支払われるべき広告費用などについて甲と協議し、甲の書面による同意を得た場合に限り、当該広告を挿入することができる。乙は、広告の内容、挿入方

法、長さなどについて、ライセンス地域の法令及び業界の慣例を満たさなければならない。

第10条（著作権の帰属）

1. カットニング・編集後のライセンス映画、ライセンス映画の配給、上映のために制作されプロモーションビデオ、ポスター等のプロモーション宣伝材料の著作権は、全て甲に帰属し、乙はいかなる権利も有しないものとする。
2. 乙がライセンス映画のために制作する中国語簡体字字幕の著作権は、乙に帰属するが、乙は本契約に定めるライセンス権利を行使する目的でのみ当該字幕を使用し、ライセンス期間の満了後、又は、本契約の終了後において、甲の事前の書面による同意なしに、乙は当該字幕を一切使用しないものとする。

第11条（権利被侵害対応）

1. 乙は、海賊版等の権利侵害の発生を防止するため、ライセンス映画を保護するあらゆる合理的な措置を講じるものとする。海賊版などの権利侵害が発生した場合、映画の興行収入への影響を防止するため、乙は速やかに甲に通知するとともに、積極的に権利保護措置（弁護士書簡の送付、行政摘発、提訴などが含まれるが、これらに限られない。）を講じ、甲は乙の権利保護に必要な協力を行うものとする。乙が権利保護を怠った場合、甲は自身の名義（必要な場合は乙の名義。）で自ら権利侵害に対して権利保護措置を講じることができる。
2. 前項に規定する権利保護に必要な費用（以下、「権利保護費用」という。）は、第5条第1項のその他のコストに計上し、権利保護により獲得した賠償金、和解金などの収入については、第5条第1項のその他の収入に計上する。権利保護費用は、乙が前払いするものとする。甲が前項の規定に基づき権利保護への協力を行ったり、自ら権利保護措置を講じたりした場合、乙は甲が立て替えた権利保護費用を速やかに甲に支払うものとする。

第12条（商標等の登録行為の制限）

乙は、自身又は第三者を通じて、いかなる国又は地域においても、ライセンス映画、その映画構成要素及び映画タイトルなどに関して、商標登録出願、著作権登録、その他のいかなる知的財産権の登録又は出願も行ってはならない。

第13条（甲の義務）

1. 甲は、乙に第2条の授権を行うための完全な権利を有し、甲の知る限り、ライセンス映画が、いかなる第三者の知的財産権等の権利も侵害していないことを保証しなければならない。
2. 本契約の締結からライセンス映画の上映開始後●ヶ月以内において、甲は、自身又は第三者に授権して、ライセンス地域でネットワーク、テレビ（有線・無線を含む。）及びその他のいかなるチャンネル及びメディアを通じて、ライセンス映画を放送したり、ライセンス映画の映像製品の出版・配給を行ったりしないと保証しなければならない。
3. . . .

第 14 条（乙の義務）

1. 乙は、ライセンス権利を行使する際にライセンス地域内で適用される法令及び監督官庁の関連する要求を遵守し、ライセンス権利の行使に必要な資格を有し、かつ、自身の費用負担において、ライセンス地域内でライセンス映画を上映するために必要な許可、認可又は同意（映画上映許可証含む。）を申請し取得することを保証しなければならない。
2. 甲の責めに帰すべき事由を除き、乙はライセンス権利を行使する際に第三者の知的財産権等の権利を侵害しないことを保証しなければならない。
3. . . .

第 15 条（授權証の発行）

甲は、乙が合理的に要求するライセンス権利の行使に必要な授權証を発行する。授權証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は速やかに甲に授權証を返還しなければならない。

第 16 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 17 条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 乙が、●年●月●日までにライセンス映画を上映できない場合、又は、乙が当該期限までにライセンス映画を上映できないと甲が合理的に判断した場合、甲は乙に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。

-
4. 甲及び乙は、自身が前3項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
 5. 第1項から第3項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、甲は、受領済みの最低保証金及びレベニューシェアを返還することを要しない。
 6. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第18条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償を請求できる。

第19条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行遅延について、違約責任を負わないものとする。不可抗力を主張する一方当事者は、不可抗力事由及びその予測される継続期間について、相手方に速やかに通知し、かつ不可抗力事由が本契約の義務の履行にもたらす不利な影響について軽減する努力を尽くさなければならない。不可抗力事由が発生した場合、ライセンス期間及び本契約に基づく義務（金銭支払義務を除く。）の履行期間は不可抗力の継続期間まで延長されるものとする。当該事由が●ヶ月を超えて継続した場合、不可抗力事由を主張していない一方当事者は、30日前に不可抗力事由を主張する一方当事者に対する書面による通知により本契約を解除できる。

第20条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第21条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 22 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 23 条（紛争解決）

本契約に関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 24 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就电影发行放映授权之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（授权电影）

本合同中的授权电影是指以下动画电影作品：

1. 中文片名：●●●●
2. 日文原名：●●●●
3. 导演：●●●●
4. 编剧：●●●●
5. 时长：●分钟
6. 制作语种：日语

第2条（授权范围）

1. 甲方根据本合同规定，独占性地授权乙方，于授权期限在授权区域范围内的影院，以授权语种放映授权电影，同时，为实现授权电影放映之目的，对授权电影进行发行及宣传（就甲方根据本条向乙方授予的权利，以下称“授权权利”）。乙方接受该授权。
2. 前款规定的电影放映授权的授权区域、期限、语种如下：
 - (1) 授权区域：中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）
 - (2) 授权期限：●年●月●日-●年●月●日
 - (3) 授权语种：日语对白及中文简体字幕

第3条（转授权）

为了实现授权电影的放映，乙方可以将本合同项下的授权权利的全部或部分转授权给第三方，但乙方应让接受转授权的第三方严格遵守本合同相关规定，并对该等第三方的行为向甲方承担一切责任。

第4条（保底授权费）

1. 乙方应向甲方支付●人民币（含税），作为第2条规定的授权权利授权的保底授权费。乙方应于●年●月●日前，将保底授权费汇至甲方指定的银行账户。

-
2. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税费，并及时向甲方提交缴纳证明。
 3. 若乙方未能如期支付保底授权费的，每延迟一日，乙方应按照延迟金额的 0.1%向甲方支付违约金。
 4. 甲方指定的银行账户如下，因银行转账产生的手续费，由乙方承担。

账户名义：●●●●●

开户银行：●●●●●

分行名称：●●●●●

银行账号：●●●●●

银行地址：●●●●●

5. 根据第 1 款规定向甲方支付的保底授权费，不论理由如何均不予返还。

第 5 条（收益分成）

1. 除了第 4 条规定的保底授权费之外，因授权电影发行放映所产生的净收益，乙方应按照甲方：乙方=●：●的比例向甲方分配该收益，并于电影放映结束的第●月最后一日之前，汇至甲方指定的银行账户。但是，根据第 4 条第 1 款规定支付的保底授权费，应充应当向甲方分配的净收益，当向甲方分配的净收益超过保底授权费时，才开始向甲方支付收益分成。净收益应根据以下公式计算得出。

净收益=票房净收入+其他收入-总成本

票房净收入=票房总收入-电影专项资金-各项税费

总成本=进出口公司分成+中影 / 华夏代理费+院线 / 影院分成+宣发成本+其他成本

其中，

- 电影票房总收入是指，授权区域内各院线公司、影院等放映授权电影形成的原始票房总额，具体以国家电影事业发展专项资金管理委员会办公室统计汇总的票房数据为准。
- 电影专项资金是指，缴纳给中国电影事业的专项资金，缴纳金额为票房总收入的●%。
- 各项税费是指，缴纳给中国政府的税费，缴纳金额为票房总收入的●%。
- 进出口公司分成是指，支付给进口授权电影的中国电影集团公司电影进出口分公司的分成，进出口公司的分成为票房净收入的●%。

-
- ・ 中影 / 华夏代理费是指, 支付给发行授权电影的中国电影集团公司及 / 或华夏电影发行有限责任公司的发行代理费, 金额为●。
 - ・ 院线 / 影院分成是指, 支付给放映授权电影的各院线公司、影院的分成, 院线 / 影院分成为票房净收入的●%。
 - ・ 宣发成本是指, 因电影的宣传及发行所产生的成本, 乙方应在宣传发行授权电影前书面通知甲方成本预算及明细, 并获得甲方的书面同意。如实际宣发成本超出预算的, 则在向甲方分配收益时按照预算上限进行扣除, 但事先获得甲方书面同意的不受此限。
 - ・ 其他收入是指, 维权收入等与授权电影相关的, 除票房净收入外的收入。
 - ・ 其他成本是指, 授权电影的维权成本以及其他事先获得甲方书面同意的成本。
2. 甲方在制定授权电影票价时, 应确保价格不低于授权区域可比电影的平均票价。
 3. 第 4 条第 2 款至第 4 款的规定, 适用于根据第 1 款规定向甲方进行的支付。

第 6 条 (报告书及审计)

1. 为根据第 5 条第 1 款规定计算收益分成, 乙方应在授权电影上映后, 每周向甲方提交记载了票房总收入等各项收入及各项成本明细的计算报告书, 并获得甲方的同意。
2. 乙方保证, 前款规定的计算报告书的各项数据均真实、正确。
3. 乙方应编制作作为第 1 款规定的计算报告书的计算基础的账簿, 并与相关文件一同保管。在本合同有效期间以及本合同终止后 5 年内, 若甲方认为必要时, 乙方应当让甲方或甲方指定的第三方, 查阅、誊写该账簿以及相关文件 (以下称“审计”)。
4. 如任何审计显示乙方已支付的收益分成少于应支付的收益分成的, 乙方应立即向甲方补足差额部分, 并按第 4 条第 3 款的规定向甲方承担违约金。如差额达到已支付的收益费的 5% 的, 则乙方应向甲方承担审计成本 (包括但不限于会计师费用等)。

第 7 条 (素材交付)

1. 甲方应于收到保底授权费后●日内, 向乙方提供附件●所列的放映、发行、宣传授权电影所需的相关素材。乙方应于收到素材后●日内进行验收, 若经乙方验收后发现素材有瑕疵或缺失的, 乙方可在向甲方指出具体的瑕疵或缺失之处之后, 要求甲方进行更正或补充。若乙方逾期未要求更正或补充的, 则视为验收合格。素材提供所需费用由乙方先行支付后计入第 5 条第 1 款的其他成本中。
2. 甲方提供给乙方的素材的所有权、知识产权等所有权利仍归甲方所有。本合同终止后, 乙方须根据甲方的指示, 自行负担费用返还或销毁甲方根据本合同交付的所有素材 (包含复制物、衍生物), 并就返还或销毁事实向甲方提供加盖公章的书面说明。
3. 乙方不得出于履行本合同以外的目的使用甲方提供的素材 (包含复制物、衍生物), 乙方应严格保管该等素材, 以防止素材的灭失、毁损、偷盗、泄露等 (以下统称“泄露等”) 事故的发生。若素材发生泄漏等事故的, 乙方应立即通知甲方, 并以其费用采取一切措

施以防止事故对授权电影的票房收入等的影响,如甲方对此有指示的,乙方应按照甲方指示进行应对。

第8条(电影的宣传、发行、放映时的遵守事项)

1. 乙方应为授权电影制定高效的宣传、发行、放映方案,以期最大限度地提高授权电影发行放映收入并最大限度地控制总成本。
2. 乙方应事先将记载了发行策略、宣传方案、宣发日程、上映计划(包括上映日期、方式、城市、影院数量、票房预期等)等的授权电影宣发放映方案提交给甲方审核,并获得甲方书面同意。乙方应严格按照获得甲方同意的方案执行,如出于不得已的事由需要变更方案的,应及时通知甲方,在与甲方充分协商并征得甲方同意后,可以变更方案。
3. 由乙方制作的授权电影的所有宣传材料(包括但不限于宣传片、海报、报道等)应在使用前接受甲方的监修并获得甲方的书面同意。
4. 乙方应在授权电影(包括收录电影的载体)及授权电影的宣传材料上,按照甲方指定的方式进行版权声明、反盗版声明的标注。
5. 乙方可以要求甲方对电影的宣传进行必要的协助,如安排电影导演、编剧、主要演员参加电影首映式等,但乙方应提前向甲方书面通知协助内容、日程等必要信息,且征得甲方同意。宣传协助所需费用(包括但不限于机票、当地交通费、住宿费、翻译费等)由乙方先行支付后计入宣发成本。

第9条(电影编辑等)

1. 出于下述目的,乙方可以剪辑或编辑授权电影,但乙方应在剪辑、编辑时维持授权电影的整体风格,不得歪曲、诋毁授权电影。此外,乙方应就剪辑、编辑后的影片接受甲方监修,取得甲方的书面同意,未经甲方同意不得使用。
 - (1) 为了满足授权区域政府的审查要求,以便在授权区域内实现授权权利;
 - (2) 为了生成预告片等宣传片;
 - (3) 为了按照本合同约定为授权电影制作、添加字幕;
 - (4) 为了在正片前或后插入广告,但广告插入应满足本条第3款的规定。
2. 乙方在为授权电影制作中文字幕时,应保证如实、贴切地翻译授权电影中的对白,语句顺达通畅且符合授权电影的风格和内容。
3. 如乙方希望在放映授权电影时插入广告的,应事先就广告内容、向甲方分配的广告费用等与甲方协商,获得甲方书面同意后,可以插入广告。乙方应保证广告内容、广告插入方式、时间长短等符合授权区域的法律法规、行业惯例。

第10条(著作权归属)

1. 剪辑、编辑后的授权电影、为授权电影发行放映而制作的宣传片、海报等宣传推广材料的著作权归属于甲方,乙方对此不享有任何权利。

-
2. 乙方为授权电影制作的中文简体字幕的著作权归乙方所有,但乙方仅能出于行使本合同项下的授权权利之目的使用字幕,在授权期限届满或本合同终止后,未经甲方事先书面同意,乙方不得对字幕进行任何使用。

第 11 条 (第三方侵权应对)

1. 乙方应采取一切合理措施保护授权电影以防止盗版等侵权行为的发生。如发生盗版等侵权行为的,乙方应及时通知甲方并积极采取维权措施(包括但不限于发送律师函、行政投诉、提起诉讼等),以防止授权电影的票房收入受影响,甲方对乙方的维权予以必要协助。如乙方怠于维权的,甲方可以以其名义(必要时以乙方名义)自行对侵权行为采取维权措施。
2. 前款规定的维权所需费用(以下称“维权费用”)计入第 5 条第 1 款的其他成本中,通过维权所获得的赔偿金、和解金等的收入计入第 5 条第 1 款的其他收入中。维权费用应由乙方先行支付,如由甲方根据前款规定进行维权协助或自行采取维权措施的,乙方应将甲方垫付的维权费用及时支付给甲方。

第 12 条 (商标等注册行为的限制)

乙方不得自行或通过第三方在任何国家或地区对授权电影、电影构成要素、电影片名等进行商标注册申请、著作权登记或进行其他任何知识产权的注册或登记。

第 13 条 (甲方义务)

1. 甲方保证,拥有向乙方进行第 2 条授权的完整权利,在甲方已知范围内,授权电影没有侵犯任何第三方的知识产权等的权利。
2. 甲方保证,从本合同签订后至授权电影上映开始后●月内,甲方不会自行或授权任何第三方在授权区域内通过网络、电视(包括有线或无线)及其他任何渠道及媒体播放授权电影,也不会进行授权电影音像制品的出版发行。
3. ……

第 14 条 (乙方义务)

1. 乙方保证,在行使授权权利时遵守授权区域内适用的法律法规以及监管机关的相关要求,拥有行使授权权利的必要资质,并且应以其费用申请、获取于授权区域内放映授权电影的必要许可、准予或同意(包括《电影片公映许可证》),并负担相应费用。
2. 除归责于甲方事由造成的以外,乙方应保证在行使授权权利时不会侵害任何第三方的知识产权等的权利。
3. ……

第 15 条 (授权书的发行)

甲方向乙方出具乙方合理要求的行使授权权利所需要的授权书。若授权书中记载的事项与本合同内容不一致，应依据本合同的内容进行解释。授权期限届满或本合同终止后，乙方应及时向甲方返还授权书。

第 16 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 17 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 日内予以纠正，但该违约方仍未纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人符合下述任一情形的，甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 如乙方无法在●年●月●日之前实现授权电影的放映，或甲方合理判断乙方无法在此期限之前实现授权电影的放映的，甲方有权向乙方发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
4. 甲方或乙方其自身符合前三款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
5. 甲方根据第 1 款至第 3 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的保底授权费及收益分成。
6. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 18 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，要求对方当事人予以赔偿。

第 19 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事件，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。主张不可抗力的一方必须及时通知另一方所发生的事件及其预计的持续期，并尽己方勤勉的努力来减轻不可抗力事件对己方履行合同义务所造成的不良影响。在不可抗力事件发生时，授权期限及义务（金钱义务除外）履行期限按不可抗力持续期限予以延长，但是，如果该类事件持续超过●个月，非主张不可抗力一方可以提前 30 日书面通知主张不可抗力一方解除本合同。

第 20 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 21 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 22 条（准据法）

本合同の签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 23 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事方均具约束力。

第 24 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

作为签订本合同的证明，本合同以日文及中文译本各制作 2 份，甲乙双方签字盖章后各执一份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：